

平成 25 年度 特許庁産業財産権制度各国比較調査研究等事業

各国・地域の意匠権の効力範囲及び侵害が及ぶ範囲  
に関する調査研究報告書

平成 26 年 2 月

一般社団法人 日本国際知的財産保護協会

AIPPI・JAPAN

## 1 1. オーストラリア【実体審査なし、ハーグ協定未加盟】

### 1 1. 1. 制度の枠組み

- (1) 意匠はオーストラリア意匠法<sup>254</sup>(2010年法律 No.96により改正された2003年 No.147、以下、「法」と略す場合もある)により保護されている。
- (2) 保護対象である意匠はオーストラリア意匠法第5条に「製品に関連して、その製品の1又は複数の視覚的特徴からもたらされる製品の全体的な外観をいう」と定義されている。なお、法第25条に従い、最低出願要件を満たすか否かを登録官は判断し、満たしている場合には公告され、規則が定める期間内(優先日から6月)に出願人は登録の請求をすることによって登録を受けることができる。意匠の登録期間は出願日から5年又は更新された場合には出願日から10年としている(法第46条)。
- (3) 法第63条では、何人かが審査することを請求するか、裁判所が命令した場合には登録官は審査しなければならないとし、法第65条で意匠が登録可能な意匠であるか否か等の取り消し理由が存在するか否かを検討しなければならないとしている。また、登録意匠の取消は、何人も、連邦第一審裁判所又は州第一審裁判所に申請をすることができる(法第93条、84条第2項)。第一審裁判所の判決に対し、連邦裁判所(Full Federal Court)に控訴することができ(法第87条)、さらに連邦最高裁判所(High Court of Australia)に上告することができ最終審となる。
- (4) 意匠権侵害に対する民事的救済として、差止め、損害賠償又は利益返還の請求を求めて、連邦第一審裁判所又は州上級第一審裁判所へ提訴できる(法第73、75条)。侵害訴訟において被告は、反訴として法第93条に基づく意匠登録の取消を申請することができる(法第74条)。
- (5) 意匠権の侵害行為に対する罰則規定はないが、意匠が登録されている旨の虚偽の表明に対しては刑事罰が科される(法第132条)。
- (6) 意匠権者は、登録意匠を具現する製品の使用、製造、製造の申出、輸入、販売、貸渡し、処分等の申出に関して排他権を有する(法第10条第1項)。
- (7) 侵害行為として、登録意匠と同一であるか全体的な印象において実質的に類似する意匠を具現した製品に関して上述の行為をなすことと規定されている(法第71条第1項)。
- (8) 全体的な印象において実質的に類似するかを決定するかについては、裁判官は、法第19条、すなわち、当該評価は意匠間の差異よりも類似性に重点を置くものとされる等の規定を考慮するものとされている(法第71条第3項)。
- (9) 一定の修理部品については意匠権の効力は及ばない(法第72条)。
- (10) 間接侵害の規定はないが、排他権の対象として使用、販売等を目的に当該製品を保持する行為を規定しており(法第10条第1項)また、侵害行為として、当該製品(侵

---

<sup>254</sup> オーストラリア意匠法(2012年法律No.35まで改正された2012年5月24日編集の2003年 No.147)<http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/shiryousonota/fips/mokuji.htm>(最終アクセス日:2014年2月14日)

害品)を販売・使用等の目的で保有することを直接侵害の一態様として規定している(法第71条第1項(e))。

## 1 1. 2. 意匠権設定までの運用

### (1) 願書の記載

オーストラリアにおける意匠の出願願書には、物品についての説明と図面の提出が求められる。図面に関して、斜視図は不要であり、写真でもよい。見本及びひな形の提出は認めない。なお、意匠の説明は、審査官・審判官等が出願等を理解するためにのみ使用される。オーストラリア知財庁回答者によると、新規性や識別力に関して出願者が説明に記載することは、意匠全体との関係に対して注意を払うべきであるが、特徴、機能、使用目的の記載に関しては審査(視覚的特徴が同一又は類似しているかどうかの判断)にはほとんど影響がないとの情報を得ている。

意匠分類は願書に出願人が記載事項することはできず、オーストラリア知財庁が付与するとしている。

### (2) 物品名の表示

願書に記載した物品名(title of article)は方式審査又は実体審査でどのように認定しているかについて、オーストラリア知財庁は、例えば、「ボールペン」、「万年筆」、「サインペン」、「シャープペン」等、具体的な製品名称であれば認める、「筆記具」等、包括的な製品群を表す名称を認める、「文房具」等、物品の分野を表す名称を認めるとしている。

また、物品名自体を提示しても問題はない。上記の「物品グループ」や「物品の対象分野」が許容範囲かどうかは、内容次第である。つまり、表示物が所定の物品を明確に提示してある場合(例えば鉛筆の写真など)、広義の名称(「文具」等)でも許容される。しかし、物品の提示があいまいである可能性があり、広義の名称(「電子機器」等)が提示されている場合、出願者はロカルノ協定に厳密に抵触しないように表題の変更を求められる可能性がある。

### (3) 図面提出要件

意匠出願は、(a) 出願において開示された意匠の表示に関連して、規則が定める要件及び(b) 規則が定めるその他の要件を「最低出願要件」として、これらを満たしたものを意匠出願として認める(意匠法第21条(2))。

「表示(representation)」とは、意匠を組み込んだ製品の図面、透写図若しくは見本、又は当該の図面、透写図若しくは見本の写真をいう(意匠法第5条)。

意匠法上、表現方式の規定は存在しないが、意匠規則<sup>255</sup>・附則に図面作図様式が規定さ

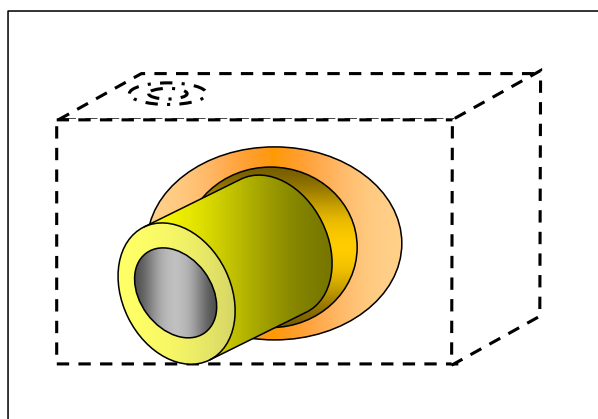
---

<sup>255</sup> オーストラリア意匠規則(2012年特別法規書 No.66 まで改正された2012年10月1日編集の2004年 No.117)<http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/shiryousonota/fips/mokuji.htm>(最終アクセス日:2014年2月14日)

れており、また、同様に写真・デジタル画像の作成様式が規定されている(意匠規則 附則 2 様式要件 「5 表示に関する追加要件」並びに「6 写真及びデジタル画像」)。

#### (4) 図面に記載した破線の意味

図面に記載した破線がもつ意味関し、オーストラリアの実務者にのデジタルカメラの部分について意匠を提示して意見を求めたところ、現行(2003年)意匠法では判例法が明確でなく、意匠全体に対して実線で示された特徴に重点が置かれるが、破線箇所がどの程度退けられるかは実際には不明であるとの情報を得ている。

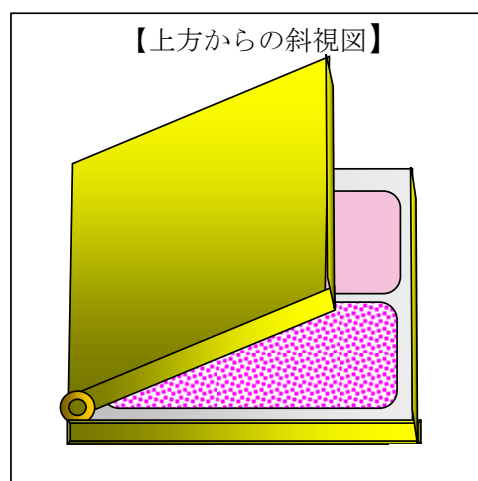


※実際のアンケート票では、この図とほぼ同じデジタルカメラの図を示して回答を得た。

デジタルカメラの部分についての意匠  
(Design of a part of a digital camera)

#### (5) 図面又は写真によって開示されてない部分の扱い

下記の斜視方向から撮影した蓋を開いた状態の化粧品用ケースの写真一枚のみをオーストラリア知財庁に提示し、その扱いについて回答を得た。



※実際のアンケート票では、この図とほぼ同じ化粧品の写真を示して回答を得た。

一枚の斜視図(写真)のみにより開示された意匠の例(化粧品用ケース)  
(Example of a design disclosed only by one perspective view (photograph) alone  
(cosmetic case))

オーストラリア知財庁回答者回答：

同様な事例として World of Technologies (Aust) Pty Ltd v. Tempo (Aust) Pty Ltd (2007 年 FCA 114) が存在する。本事例では、引用文献に物品の正面斜視図しか掲載されていなかったが、審査官はその引用文献には載っていない物品を横から見たときに得られる印象を推測できる状態にあった。見えない角度から見た印象を推測する必要がある場合、以下の点を考慮する。

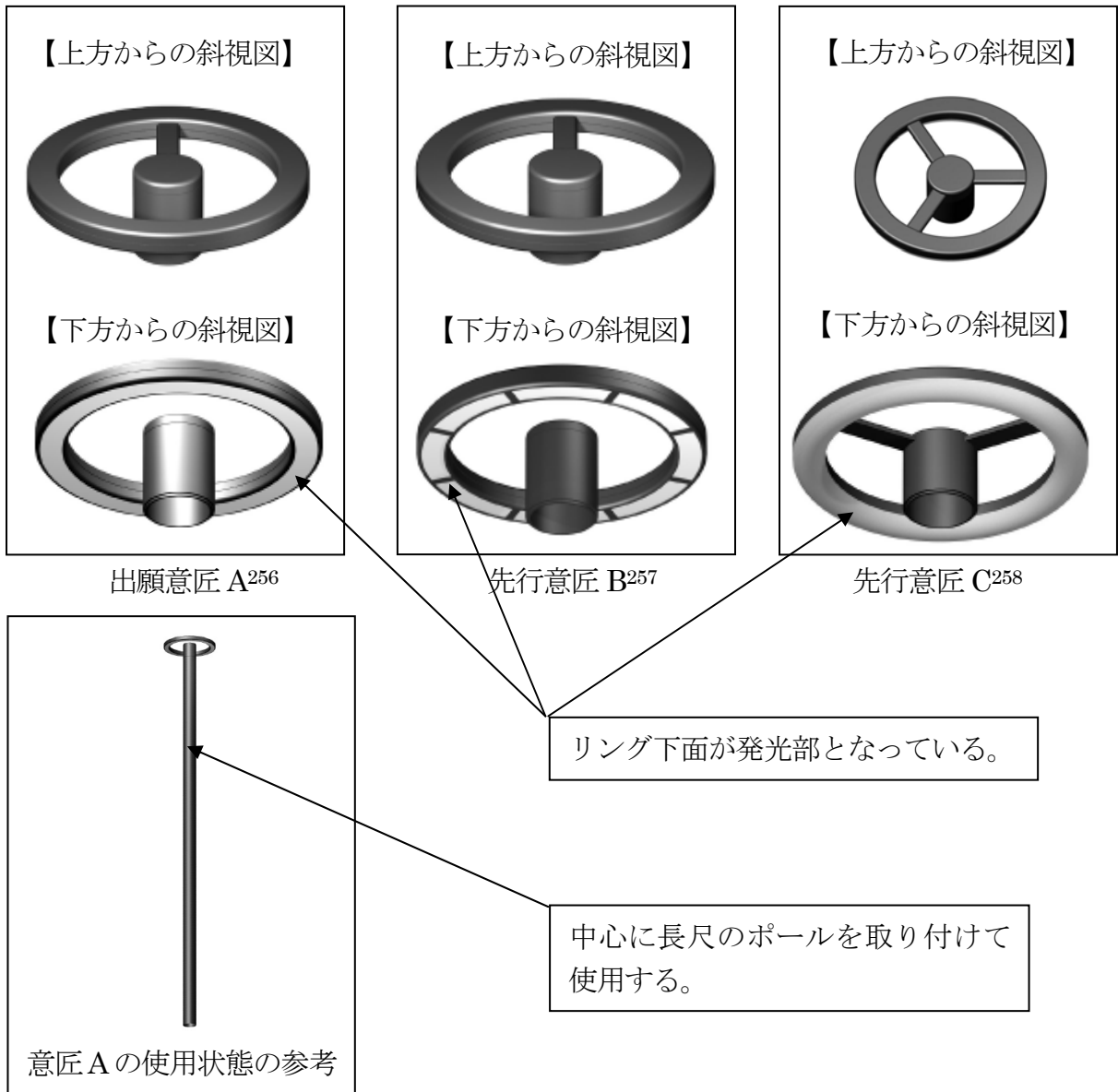
- ・物品の推定上または実際の対称性
- ・提示されている視野から「隠れた」側の外観にある制約
- ・そのような物品について推測されるその他の外観
- ・「隠れた」側に存在すると思われる特徴の本質(物品の「隠れた」側に何らかの「異常な」視覚的特徴があると推測する根拠はない。)

#### (6) 複数意匠の関係

以下の判断例について、出願に係る意匠が先行意匠によって拒絶されるかどうかについて、次のとおりオーストラリア知財庁の考え方が得られた。

##### 【判断例 1】

意匠 A、意匠 B、意匠 C はいずれも物品が「街路灯灯具本体」で同じであるが、意匠 A、意匠 B 及び意匠 C は互いに発光面(底面)の形状が異なるとともに、意匠 C は発光円盤を中心ポールに支持する支持体の数が異なる。また、図面は CG で作成されている。



オーストラリア知財庁回答者回答：

どれも似たような特徴を持っているので、どれかが拒絶の根拠となる可能性はある。明確に答えるには、意匠法 2003 年の第 19 条で挙げられた要素（それ以外の先行技術、機能上あるいは市場の要求による意匠上の制約）や、物品に精通している使用者の基準の検証が必要である。

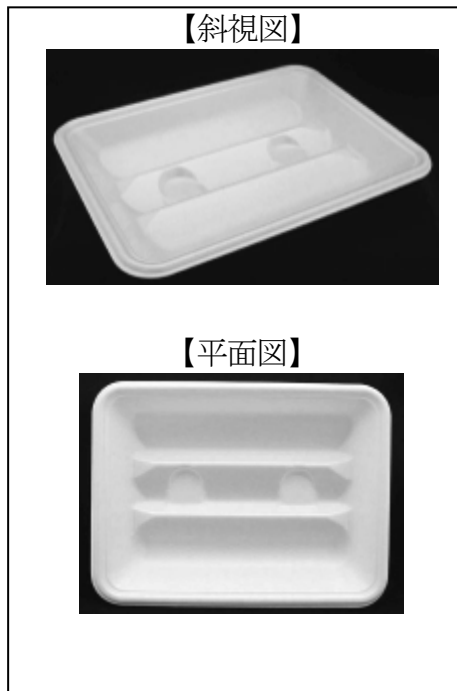
**【判断例 2】**

意匠 F 及び意匠 G は物品が包装容器で同じであるが、意匠 G は全体の形状底面の山形部の数、凹部の位置が意匠 F とやや異なる。

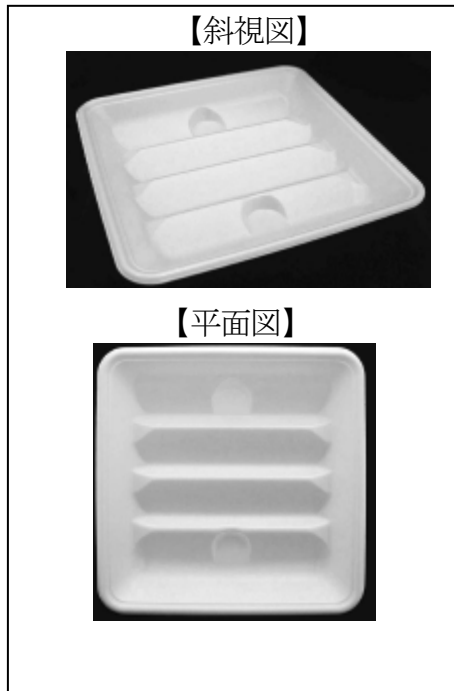
<sup>256</sup> 意匠登録第 1365435 号(本意匠)

<sup>257</sup> 意匠登録第 1365854 号(意匠登録第 1365435 号の関連登録)

<sup>258</sup> 意匠登録第 1421163 号(意匠登録第 1365435 号の関連登録)



出願意匠 F<sup>259</sup>



先任意匠 G<sup>260</sup>

オーストラリア知財庁回答者回答：

どれも似たような特徴を持っているので、どれかが却下の根拠となる可能性はある。明確に答えるには、意匠法 2003 年の第 19 条で挙げられた要素（それ以外の先行する技術、機能上あるいは市場の要求による意匠上の制約）や、物品に精通している使用者の基準の検証が必要である。

(7) パリ条約による優先権主張を伴う意匠出願の扱い

オーストラリア知財庁回答者の回答によれば、方式審査又は実体審査においてパリ条約による優先権の主張を伴う出願の優先権が有効であることを確認するために、優先権証明書に記載された次の事項をチェックしている。

- ・ 出願日
- ・ 物品名
- ・ 図面
- ・ その他

これらは常にチェックされるわけではない。優先権請求日からオーストラリアでの出願日までの間にサイテーションが発生する場合に備えて優先日を確定しなければならない場合、審査官は請求書類のみを考慮する。

<sup>259</sup> 意匠登録第 1373205 号(単独登録)

<sup>260</sup> 意匠登録第 1409656 号(単独登録)

(8) パリ条約による優先権主張を伴う意匠出願の記載と優先権証明書に記載との相違

オーストラリア知財庁回答者の回答によれば、物品名の変更、説明の追加・修正、説明の削除、意匠の表現物(図面、写真など)の追加、意匠の表現物(図面、写真など)の削除、表現物の表現形式の変更(例えば、線図を写真に変更など)、表現物の表現形式の、出願国の図面提出要件に合わせた作図への変更、表現物の軽微な変更であれば、変更の度合いにもよるが意匠の主体が変化しない限り、基本的に優先日は確保される。

また、パリ条約による優先権証明書に破線で記載されていても物品の全体が開示されているものとして、物品全体の意匠について優先日が認定される。

さらに、以下の■の場合も優先日が認定される。なお、これらの変更が許容されうるかどうかは、代理人が請求書類にオーストラリアでの出願内容と同一の意匠が開示されていると認識するか否かによる。

	優先権証明書	変更	オーストラリアへの出願
■	色彩付き線図	→	色彩なし線図
■	色彩なし線図	→	色彩付き線図
■	色彩付き線図	→	モノトーン陰影図
■	モノトーン陰影図	→	色彩付き線図
■	カラー写真	→	色彩なし線図
■	色彩なし線図	→	カラー写真
■	カラー写真	→	モノトーン写真
■	モノトーン写真	→	カラー写真

(9) グレースピリオド(新規性喪失の例外規定)

グレースピリオドについては、意匠法第 17 条(1)に規定されている。

第 17 条 一定の事柄は意匠の新規性及び識別性を決定する上で無視しなければならない

(1) 意匠が新規性及び識別性を有するか否かを決定する目的のために、当該決定をなす者は、次の事項を無視しなければならない。

(a) 意匠の登録所有者又は登録所有者の前権原者の同意を得て、規則が定める状況において行われる意匠の公開又は使用及び

(b) 意匠の登録所有者又は登録所有者の前権原者から意匠を派生させた又は取得した別の者が、意匠の登録所有者の同意なしに行う意匠の公開又は使用  
ただし、当該意匠に関する意匠出願が所定の期間内に行われる場合に限る。

(10) 保護要件

先行意匠に対する保護要件は、新規性と識別力が求められる(オーストラリア意匠法第 15~18 条)。新規性及び識別力については同一及び実質同一の範囲まで判断される。



#### オーストラリア意匠法第 15 条 登録可能な意匠

- (1) 意匠が、その意匠に対する先行技術基準であつて、その意匠の優先日前に存在したものと比較して、新規性及び識別性を有する場合は、その意匠は、「登録可能な意匠」である。
- (2) 意匠(「指定意匠」)に対する「先行技術基準」は、次のもので構成される。
- (a) オーストラリアで公に使用される意匠及び
  - (b) オーストラリア国内又は国外において、文献に公表された意匠及び
  - (c) それに関連して、次の各基準が満たされている意匠
    - (i) その意匠が、意匠出願において開示されていること
    - (ii) その意匠が、指定意匠よりも先の優先日を有すること
    - (iii) その意匠を開示する文献が第 60 条に基づいて最初に公衆の閲覧に供されたのが指定意匠の優先日以後であること

#### オーストラリア意匠法第 16 条 全体的な印象において同一の又は実質的に類似する意匠

- (1) 意匠は、当該意匠に対する先行技術基準の部分を構成する意匠と同一でない限り、新規性を有する。
- (2) 意匠は、当該意匠に対する先行技術基準の部分を構成する意匠と、全体的な印象において実質的に類似しない限り、識別性を有する(第 19 条を参照)。
- (3) 第 15 条(2)(c)に従うことを条件として、意匠の新規性及び識別性は、当該意匠の優先日以後のオーストラリアにおける意匠の単なる公開若しくは公共の使用又は同一の若しくは後の優先日を有する別の意匠の登録によって影響されるものではない。

#### オーストラリア第 17 条

一定の事柄は意匠の新規性及び識別性を決定する上で無視しなければならない

- (1) 意匠が新規性及び識別性を有するか否かを決定する目的のために、当該決定をなす者は、次の事項を無視しなければならない。
- (a) 意匠の登録所有者又は登録所有者の前権原者の同意を得て、規則が定める状況において行われる意匠の公開又は使用及び
  - (b) 意匠の登録所有者又は登録所有者の前権原者から意匠を派生させた又は取得した別の者が、意匠の登録所有者の同意なしに行う意匠の公開又は使用
- ただし、当該意匠に関する意匠出願が所定の期間内に行われる場合に限る。
- (2) 意匠が新規性及び識別性を有するか否かを決定する目的のために、当該決定をなす者は、次の事項を無視しなければならない。
- (a) 意匠の登録所有者又は登録所有者の前権原者により又はその同意を得て、次の何れかの者(その他の者又は機関は除く)に与えられた情報
    - (i) 政府、州又は領域
    - (ii) 当該意匠を調査することを政府、州又は領域によって認容された者及び(b) (a)(ii)に記載された調査の目的で行われる事柄

第 18 条 一定の意匠は新規性及び識別性を有さないものとして取り扱ってはならない

(1) 本条は、次の場合に適用する。

(a) ある美術的著作物に関し、1968 年著作権法に基づく著作権が存在しており、かつ

(b) 対応する意匠についての登録出願が、当該著作権の所有者により又はその同意を得てされた場合

(2) 当該意匠は、本法の適用上、その美術的著作物について先にされた使用のみを理由として、新規性及び識別性を有さないもの又は公開されていたものとして、取り扱ってはならない。ただし、その使用が次の場合に該当していたときは、この限りでない。

(a) 先の使用が、その意匠が産業上利用された製品であって、第 43 条(1)(a)の適用上、規則に指定されているもの以外の製品に係わる販売、賃貸又は販売若しくは賃貸のための展示からなるか又はこれを含んでいた場合及び

(b) 先の使用が、その美術的著作物の著作権所有者により又はその同意を得てなされたものである場合

(3) 本条において、

「産業上利用された」は、1968 年著作権法第 77 条に基づく規則によって付与される意味を有する。

#### (1 1) 創作非容易性に関する参考判断例

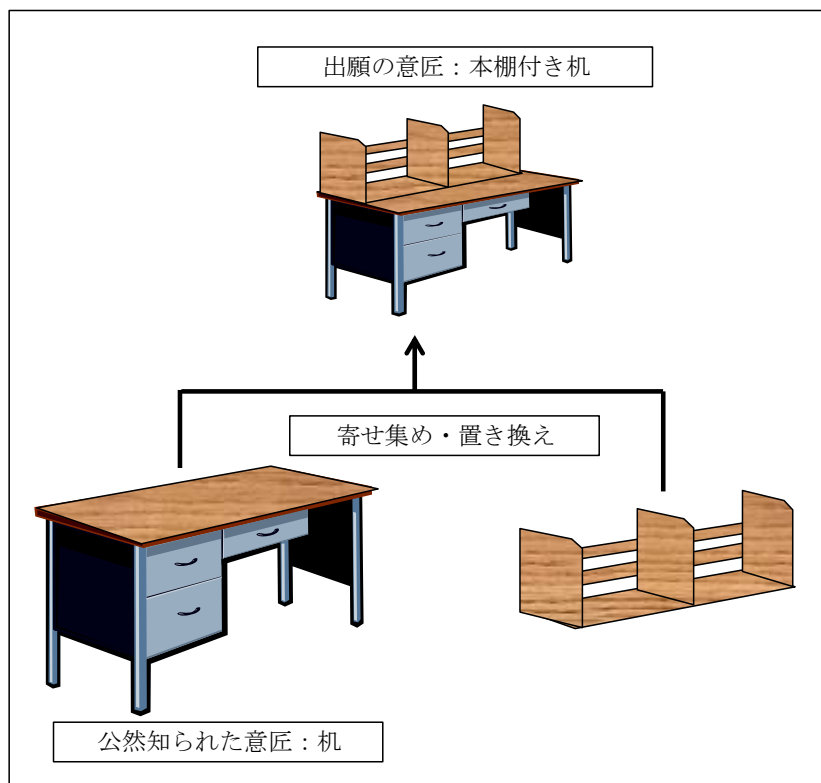
オーストラリアには創作非容易性の規定はないが、以下の例について、オーストラリア知財庁の見解が得られたので参考として記載する。

オーストラリア知財庁は、いずれの例もオーストラリア法で拒絶される可能性があるとしている。さらに、識別力の審査には、意匠と先行技術との類似性の「量的および質的な度合いと重要度」を考慮する必要性が含まれており、意思決定者はこの点を当該物品（またはその類似品）に通じている人の観点で考えるとしている。

#### 【判断例 1】

その意匠の属する分野において、本立てを机に組み合わせることは当業者にとってありふれた寄せ集め・置換であるものと考えられる。

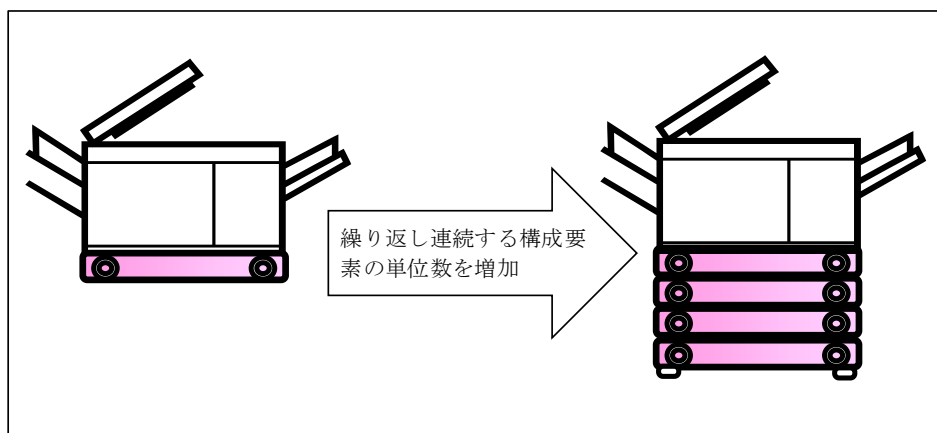
“本棚付き机”



【判断例2】

同じ引き出しの形状を有する電子複写機等の分野において、公然知られた意匠の繰り返し連続する構成要素の単位の数を適宜増減させることは当業者にとってありふれた手法であるものと考えられる。

“電子複写機”



【判断例3】

その意匠の属する分野において、おもちゃの形状を乗物の形状に模することは当業者に

とって商慣行上の転用であるものと考えられる。

### “Toy Motorcycle”



※実際のアンケート票では、この図とほぼ同じ図を示して回答を得た。

## 1 1. 3. 意匠権設定後の運用

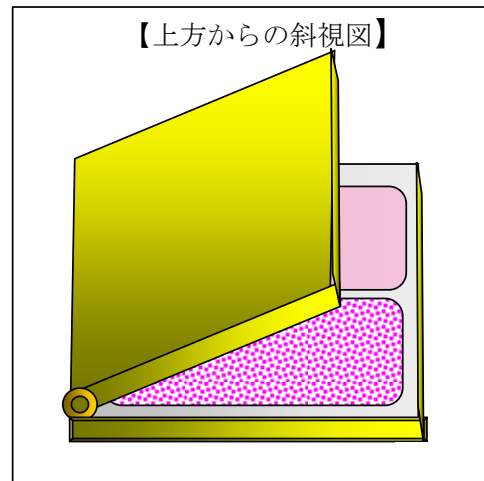
### (1) 願書の記載と権利範囲

願書に記載した物品名は、その名称のみで権利範囲が決定されることはなく他の要素も考慮される。例えば、「ボールペン」、「万年筆」、「サインペン」、「シャープペン」等、願書に具体的な製品名称を記載することとされており、その権利は、願書に記載された当該物品のみに及び、また、「筆記具」等、願書に包括的な製品群を表す名称が物品名とすることが認められており、その権利範囲は、製品群である「筆記具」全般に及ぶとしている。ただし、意匠出願は特定の1製品について行わなければならない、製品の集合体に関して申請することはできない。また、願書に記載した意匠の特徴や物品の機能及び用途の説明に関して、特徴及び用途についての記載は認められず削除される。説明が権利範囲に影響する例としては、実際の自動車と玩具の自動車の例が挙げられる。寸法、操作、組み立て方法等、意匠の機能に関する情報は方式に関する異議申立てにつながる。

## (2) 登録意匠の権利範囲の参考判断例

### 【参考判断例】

下図のような化粧品用ケースについての意匠が意匠公報に掲載され、当該意匠が1つの斜視図(写真)のみで表現されており、底面など開示されていない部分がある場合、登録意匠の権利範囲をどのように考えるか、オーストラリアの実務者に見解を求めたところ、以下のとおりの回答を得た。



※実際のアンケート票では、この図とほぼ同じ化粧品の写真を示して回答を得た。

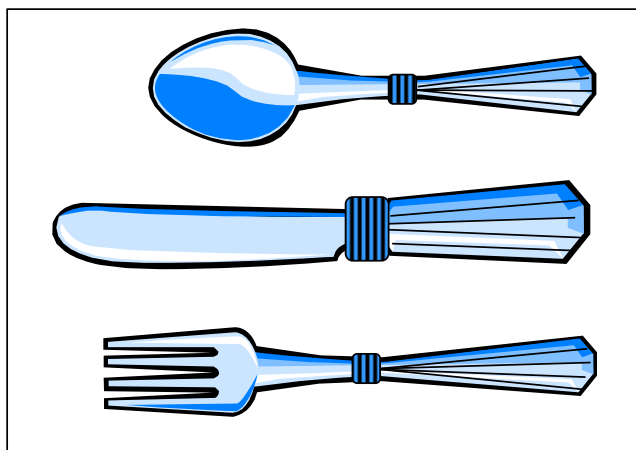
一枚の斜視図(写真)のみにより開示された意匠の例(化粧品用ケース)  
(Example of a design disclosed only by one perspective view (photograph) alone  
(cosmetic case))

オーストラリア実務者回答：

図面等で表現されていない部分がディスクレームされた権利とされる(見えていない若しくは表されていない部分は権利から除かれている)。

### (3) 意匠の単一性

日本で認められる「一組の飲食用ナイフ、フォーク及びスプーンセット」についての組物の意匠の例について、下図のように柄部の特徴的が共通するスプーン、フォーク、ナイフの意匠のセットを一意匠として出願をすることができるかについては、例えば物品名を「スプーンとフォークとナイフセット」、「カトラリー(食卓用金物)のセット」の一意匠として出願ができる。また、特にセットものであることの説明を記載する必要はない。セットもの又は組物の意匠権は、同じ物品で構成されるセットもの又は組物全体としての実施及びセットものを構成するいずれかの物品単独の実施にも意匠権の効力が及ぶ。意匠の有効範囲はその物品のタイトルによる。例えば、「スプーン、フォーク、ナイフのセット」というタイトルなら、それらの物品に限定される。



※実際のアンケート票では、この図とほぼ同じ図を示して回答を得た。

柄部の特徴的な意匠が共通するスプーン、フォーク、ナイフのセット  
(A set of a spoon, folk and knife which share the distinctive design of the handle part)

#### (4) 変化する意匠

立体形状の変形おもちゃなど物品がその機能に基づいて形状が変化する意匠は、図面に表された形状が全て同一か類似する場合に権利が及ぶ。携帯電話の画面等における連続して変化する画像についても、画像の変化に連続性はあっても、各画像意匠は独立しており、別個に出願をしなければならない。オーストラリア意匠法では、グラフィック・イメージそのものや、変遷、変化するグラフィック・イメージを含む製品に関する規定はない。

#### (5) 意匠登録の無効

登録された意匠の有効性については、知財庁における無効審判、裁判所における無効裁判の請求、提訴を行うことができる。意匠が登録された後の実体審査の結果、登記官が登録取消しの根拠があると判断した場合、かかる意匠登録は取消される(オーストラリア意匠法第 68 条)。実体審査は、意匠保有者、裁判所、それ以外の者(第三者)の要請、あるいは登記官の独自判断で実施される。

登録無効の事由として下記が挙げられる。

- ・新規性の欠如
- ・他人の先行出願による開示
- ・既知の先行技術に照らして識別性に欠ける
- ・所有者が無資格である
- ・必要以上の人に資格が与えられている
- ・不正行為、不正な表現、不正な提案などによって登録を取得している、あるいはある著作物の意匠と一致しており、著作権が切れている

オーストラリア意匠法第 68 条 審査後の登録取消

(1) 本条は、次の場合に、登録意匠に関連して適用する。

(a) 登録官が、意匠を審査した結果、当該意匠登録の取消理由が立証されたと認め、かつ、

第 66 条に基づいて行われる請求において提案されるように登録簿が補正されたとしても、当該理由が除去されない筈であると認める場合及び

(b) 意匠登録が、第 48 条(1)に基づき効力停止になっていない場合

(2) 登録官は、次の事項を行わなければならない。

(a) 関連当事者に対し、意匠登録が取り消されたことを記載する通知を出すこと及び

(b) 第 115 条に基づいて登録簿へ記入すること

(3) 登録官はまた、意匠登録が取り消されたこと及び当該意匠は登録されたことがないものとみなすことを記載する、規則が定める様式の通知を公告しなければならない。

(4) 登録官は、次の場合を除き、本条に基づき意匠登録を取り消すことができない。

(a) 登録官が、登録所有者に対して聴聞を受ける合理的な機会を与えている場合及び

(b) 該当するときは、意匠登録の取消理由を除去する目的で、登録官が登録所有者に対し、関連する登録意匠を補正するための合理的機会を与えており、かつ、登録所有者がそれを行わなかった場合

(5) 登録官は、当該意匠に関する関連手続に係属中の間は、本条に基づいて意匠登録を取り消してはならない。

(6) 本条に基づく登録官の決定に対しては、連邦裁判所に上訴することができる。

#### オーストラリア意匠法第 66 条 登録の補正

(1) 本条は、登録官が、登録意匠を審査する過程で、意匠登録の取消理由が立証されたと認める場合に適用する。

(2) 登録官は、意匠の登録所有者に対して、その旨の通知書を出さなければならない。

(3) 意匠の登録所有者は、取消理由が除去されるような方法で、登録官が登録簿を補正するよう請求することができる。

(4) (3)に基づく請求は、規則が定める方法で行わなければならない。

(5) 登録官は、規則が定める方法で当該請求を検討し、処理しなければならない。

(6) 補正は、次の内容であってはならない。

(a) 意匠登録の範囲を増大させるもの又は

(b) 原意匠出願、表示又はその他の書類において実質的に開示されていない事項を含めることによって登録の範囲を変更させるもの

#### 新規性喪失による登録の取消例

① Apple Inc. [2013] ADO 1 (3 April 2013) (Section 68 for lack of distinctiveness)

(第 68 条の識別可能性欠如に関して)2013 年 4 月 3 日、Apple Inc. [2013] オーストラリア意匠局 1

② Extreme Kayaks & Watersports Pty Ltd v Viking Kayak International Pty Ltd

[2010] オーストラリア意匠局 1 (25 June 2010) (Section 51、 lack of entitlement)

(第 51 条、登録資格の欠如に関し)2010 年 6 月 25 日、Extreme Kayaks & Watersports Pty Ltd v. Viking Kayak International Pty Ltd [2010] オーストラリア意匠局 1

## 識別力の欠如による登録の取消例

World of Technologies (Aust) Pty Ltd v Tempo (Aust) Pty Ltd [2007] FCA 114 (14 February 2007) at para 69 (Section 93 for lack of distinctiveness)

(第 93 条 識別可能性の欠如に関して)World of Technologies (Aust) Pty Ltd v. Tempo (Aust) Pty Ltd [2007] FCA 114 (14 February 2007) 判決文第 69 段落

オーストラリアの法律のもとでの新規性の判断は非常に狭い範囲での同一性検証で行われる可能性がある。実際には、新規性の欠如は self-anticipation の場合にのみ起こり、意匠の有効性に関する多くの反論は相違点の欠如を論拠に行われる。したがって、裁判所の判断は証拠として提出された先行意匠に基づいて行われ、知財庁が自ら提出する先行意匠も審理対象となることを勧告すると、新規性の判断に関しては知財庁と裁判所の判断が異なることは稀である。

識別性の検証とは、「意匠は、当該意匠に対する先行技術基準の部分を構成する意匠と、全体的な印象において実質的に類似しない限り、識別性を有する」と定義される。この審理は製品に精通する者の判断基準を用いて行われる。すなわち、その意匠が関係する製品、もしくはその製品に関連する製品に詳しい人が判断する基準という意味である。必然的に、その製品に精通する者が持つ印象が関連し、そうでない者が何気なく見た印象ではない。その点において、製品に精通する者はしばしば対象製品のある側面に対して特別な興味を持つ場合がある。すなわち、その印象は、必然的に製品の様々な特徴に対して精通者が認める相対的な意義に依存する。第三者から知財庁に提供される情報には、その確証として精通者が持つ意匠に対する印象が提供される場合があるので、全体的印象において実質的な類似性が明らかに認められない限り、知財庁は意匠を却下することを躊躇する。さらに、知財庁の審査官は、精通者の評価に関して意匠保有者が提出する証拠を無視することに抵抗を覚え、また、第三者からの証拠が得られない場合、個人的見解を優先することにも抵抗を覚えるのが通常である。

一方、裁判所は、「製品に精通する者」と考えられる者からの証拠を通常持っており、対象の意匠の全体的な印象が実質的に類似しているか否かを審理する立場にある。どちらの裁判当事者も平等に取り扱い、審理対象を「蓋然性比較」の検証を基に判断する。

オーストラリア意匠法は、知財庁と裁判所に対して、「対象物の相違点より類似点を重視する」旨の指導をしている。

究極的には、審理は、対象の意匠が全体的印象において実質的に類似しているかについて行われる。先行意匠からの相違点のみを特定して識別性が認められるとする事は排除される。相違点のみを詳細に説明する事は説得力に欠ける場合が多く、関連する特徴点が全体的印象に実質的影響を与えていることを更に立証しなければならない。同様に、相違のある特徴点が全体的印象に大きな影響を与えている時に、ある意匠の特徴点の大半が比較対象と同一であるとする主張も一般的には説得力がない。

例えば、ある類似製品は競合する意匠と多くの共通点を持ち、1点だけ異なっていたとする。精通者が、それらの共通点はどれも同程度の重要性があると判断する一方で、唯一異なっている特徴点は、全体的印象に対してさほど重要でないと考える場合、相違点より



も類似点を重要視するという観点から、両者は全体的印象において実質的に類似していると結論付けられるだろう。一方、精通者が、相違点が全体的印象の形成にとって重要な特徴であると判断した場合は、その相違点はそれ以外の類似点を全部合わせた特徴点よりも、重要性において上回ることがありえる。

知財庁と裁判所の意匠権に関する判断の傾向に関して、オーストラリアの実務者より以下の見解を得ている。識別性と権利侵害の有無を判断する際に、意匠の先進性を考慮する事も以下の2点において重要である。

- a. 先行意匠の成熟度が高い場合、精通者は競合する意匠の細かい点まで良く認識する可能性がある。反対に成熟度が低い場合には識別性があるとみなされる為には差異が大きくなければならない可能性がある。
- b. 権利侵害の有無を評価する際には、対象の意匠と侵害主張の対象となっている製品との差異及びその意匠と先行意匠との差異、その両方の差異度合いを比較する事になる。主張対象製品と対象意匠との相違度合いが、対象意匠と先行意匠との相違度合いよりも小さければ侵害と判断される可能性が高くなる。

オーストラリア意匠法で侵害と判断される為には、登録済み意匠に対して、当該意匠が全く同一であるか全体的印象において類似している事が求められる。したがって、検討する点は識別性に関する上記の説明と同じである。

#### 11. 4. 著作権との関係

意匠法と著作権法が重複する分野は、「芸術的な質を伴うか否かが問われない、絵画、彫刻、線画、版画や写真」が含まれる「芸術的作品」である。意匠法第18条の規定では、芸術的作品の著作権保有者が、それを意匠として登録申請する事を認めている。同一作品の先行使用の事実は、意匠としての識別可能性と新規性の評価に関しては無視され、意匠としての登録を妨げるものではない。ただし、先行使用とは、その意匠が工業的に利用された製品の販売等の実績を言い、また、著作権保有者自らもしくはその許諾を得た場合の先行使用に限る。

#### 11. 5. 意匠権侵害

##### 11. 5. 1. 意匠権侵害についての事例検討<sup>261</sup>

以下にオーストラリアの実務者が意匠権侵害について検討した結果を判断の参考例とし

---

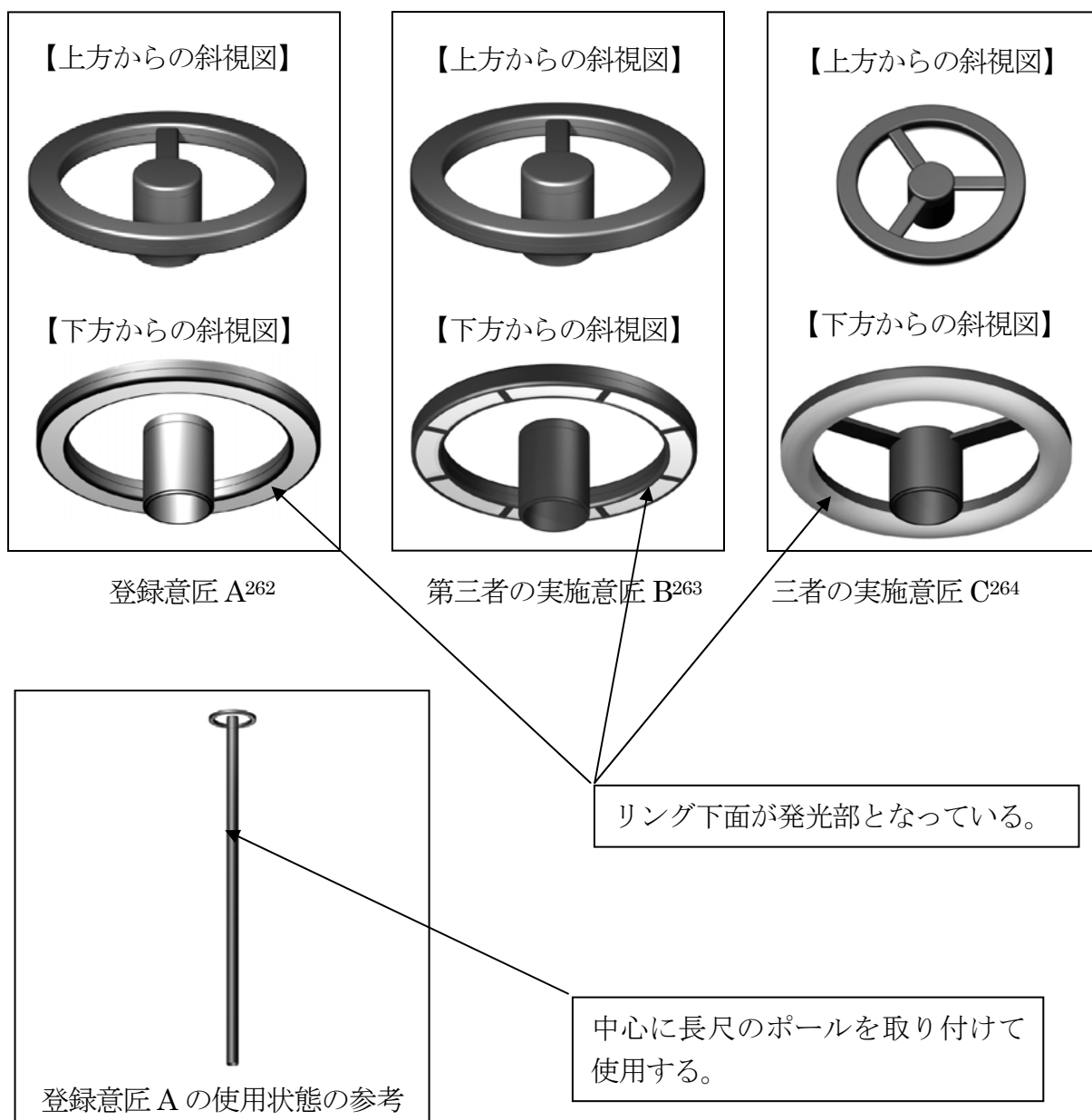
<sup>261</sup> 知財庁は審査上、登録可否の観点から類否を見ているが、実務者は、侵害・非侵害となるか等効力範囲の観点から類否を見ている。

て示す。

【参考判断例 1】

質問：

下の意匠 A、意匠 B、意匠 C はいずれも物品が「街路灯灯具本体」で同一であり、意匠 A は登録意匠で、意匠 B、意匠 C は第三者が製造・販売をしている意匠であるとする。登録意匠 A には対して、意匠 B 及び意匠 C は発光面(底面)の形状が異なるとともに、意匠 C は発光円盤を中心ポールに支持する支持体の数が異なる。図面は CG で作成されている。このとき、意匠 B、意匠 C は、登録意匠 A の意匠権を侵害すると判断できるか。



262 意匠登録第 1365435 号(本意匠)

263 意匠登録第 1365854 号(意匠登録第 1365435 号の関連登録)

264 意匠登録第 1421163 号(意匠登録第 1365435 号の関連登録)

オーストラリア実務者回答：

意匠 B は登録意匠 A の意匠権を侵害するが、意匠 C は侵害しないと判断する。ただし、意匠 B 及び C は意匠 A と同一ではない。したがって、侵害であると断定するには B と C が A と十分に類似しているかどうかを審査しなければならない。十分な類似性を審査するには以下の要素を検討すべきである。

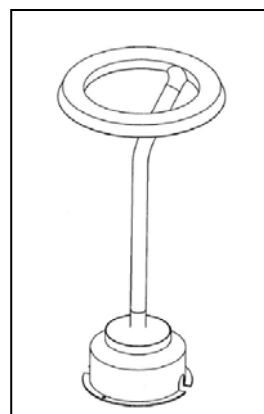
- ・当該意匠の先行技術基準の発展状況を考慮する
- ・意匠を開示した出願書に、具体的な外観上の特徴を新規で識別性があるとする陳述(新規性及び識別性に関する陳述書)を含む場合、
  - (i) それらの特徴を特に考慮し、さらに
  - (ii) それらの特徴が意匠の一部にのみ関連する場合は、意匠のその部分だけを、あくまでも意匠全体に照らして考慮する
- ・意匠の一部のみが別の意匠と著しく類似する場合は、意匠全体に照らして当該部分の量、質、重要性に応じて考慮する
- ・意匠の創作者が意匠を刷新する自由を考慮する
- ・当該意匠に関わる物品、またはそれに類似する物品に精通している使用者の基準を適用しなければならない(精通した使用者の基準)

また、下記公知意匠を示した場合の意匠権の侵害に関して、オーストラリアの実務者にヒアリングを実施し、以下の見解を得た。

質問：

審侵害・非侵害を判断する審理の過程で、登録意匠 A に対する以下の公知意匠が存在することが判明した。公知意匠は意匠 A の登録時の手続きでは考慮されていなかった。

このとき、意匠 B、意匠 C は、登録意匠 A の意匠権を侵害すると判断されるか。



公知意匠<sup>265</sup>

<sup>265</sup> 意匠登録第 1350510 号(単独登録)

## オーストラリア実務者回答 1 :

オーストラリア意匠法では、侵害と判断されるためには、対象品が、登録済みの意匠と同一であるか、全体的印象において実質的に類似している事が要件となっている。同法の下で非常に類似していると判断される為の要件は以下の通りである。

- 1) 対象品が、全体的印象として、登録済み意匠と同一であるか非常に類似している判断を下す者には、2つの意匠の相違点より類似点に重点を置く事が求められる。
- 2) また、その者は、
  - (a) その意匠の先行意匠の制作状況を勘案しなければならず、また、
  - (b) その意匠が開示された意匠出願が、意匠の特定の視覚的特徴に新規性及び識別性があるとする陳述書(新規性及び識別性の陳述書)を含んでいる場合は：
    - (i) それらの特徴を特に考慮すること、および、
    - (ii) それらの特徴が当該意匠の一部についてのみ関連する場合—当該意匠の当該部分を特に考慮するが、ただし意匠全体としても考慮すること、および
  - (c) 当該意匠の一部のみが別の意匠と実質的に類似している場合は、意匠全体において、当該部分の量、質及び重要性を考慮すること、および
  - (d) 意匠創作者の革新の自由度を考慮しなければならない。
- 3) 意匠が開示された意匠出願が、意匠の特定の視覚的特徴に関して、新規性及び識別性の陳述書を含んでいない場合は、その者は、意匠全体の外観を考慮しなければならない。
- 4) 1)、2)及び3)を適用するにあたり、その者は、意匠が関連する製品又は意匠が関連する製品に類似する製品に精通した者の基準(standard of a person who is familiar with the product)を適用しなければならない(情報に通じた使用者の基準(the standard of the informed user))。

登録意匠 A は、照明リングが中央部の柱もしくは棒に接着されている形状から判断し、先行意匠から異なるものと考えられる。

意匠 B については、登録意匠 A の意匠権を侵害していると判断される可能性がある。意匠 B は、リング下面が区切られている以外は登録意匠 A と同一である。その製品に精通している者が、この意匠の全ての特徴が同等の意義を持ち、リング下面の特徴は意匠の全体的印象に対して取るに足らないと考える場合、類似点が相違点より多いと判断され、両意匠は全体的印象において実質的に類似していると結論付けられ、したがって、意匠権の侵害ありと判定される。逆に、区切られた下部表面は意匠の全体的印象の大きな特徴を表していると精通者が考えた場合、意匠 B は権利を侵害していないという判定になる。

意匠 C は下部の表面と中心の柱から出ている支持構造が異なる点で登録意匠 A とは異なる物といえる。精通者が、登録意匠 A と公知意匠を区別するところの支持構造の相違点は大きな意味を持つと考える可能性がある。リング下面の特徴は意匠全体の印象に対して取るに足らないと考えられる可能性はあるが、類似点が相違点より多いと判断された場合でも、支持構造の特徴が意匠全体の印象に与える影響を勘案した場合、両意匠は全体の印象において実質的に類似はしていないと結論付けられ、したがって、意匠権の侵害なしとな

るものと思われる。

オーストラリア実務者回答 2 :

登録意匠 A を公知の意匠と比較すると、登録意匠 A の新規性また識別性は、街灯の垂直な支柱にはめる中心部分と、外側に向かって伸びる一本支え部分にあると言えるだろう。

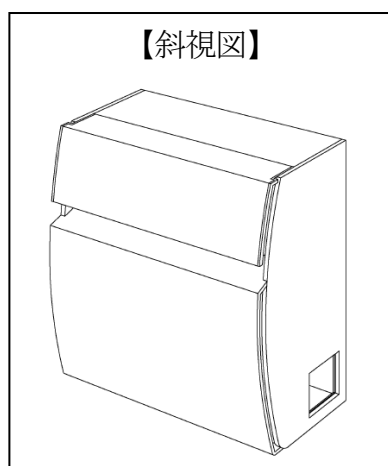
意匠 B の立体形状に示されている街灯の垂直な支柱にはめる中心部分、一本の支え部分、平たい底の部分（光を放射する面）を見ると、意匠 B は、全体的に与える印象が実質的に登録意匠 A と同じであると言える。公知意匠の底面のデザインがここには示されていないので、底面のデザインの違い（登録意匠 A は均一のデザインで、意匠 B はいくつかに分割されている）が全体的に与える印象にどれほど影響があるかを評価するのは困難である。

意匠 C に関して、登録意匠 A とは対照的に、意匠 C には 3 本の支え部分がある。意匠 C の中心部分も登録意匠 A に比べて短くなっている。登録意匠 A の平たい底面に対して、意匠 C の膨らんだ底面が与える印象の違いを評価するのは難しいが、おそらく、意匠 C は全体的に与える印象が実質的に登録意匠 A とは異なる、と判断されるだろう。それで、意匠 B は、登録意匠 A の権利を侵害しているとされる可能性が、意匠 C よりは高い。

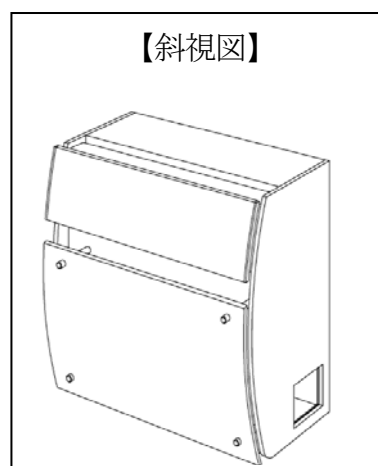
**【参考判断例 2】**

質問 :

下の意匠 D 及び意匠 E はいずれも物品が郵便受箱で同一であり、意匠 D は登録意匠で、意匠 E は第三者が製造・販売をしている意匠であるとする。第三者の実施意匠 E は、前面のカバー形状が登録意匠 D とやや異なる。このとき、意匠 E は、登録意匠 D の意匠権を侵害すると判断できるか。



登録意匠 D<sup>266</sup>



第三者の実施意匠 E<sup>267</sup>

オーストラリア実務者回答 :

意匠 E は登録意匠 D の意匠権を侵害すると判断できる。先行意匠情報がない場合は事

<sup>266</sup> 意匠登録第 1374144 号(本意匠)

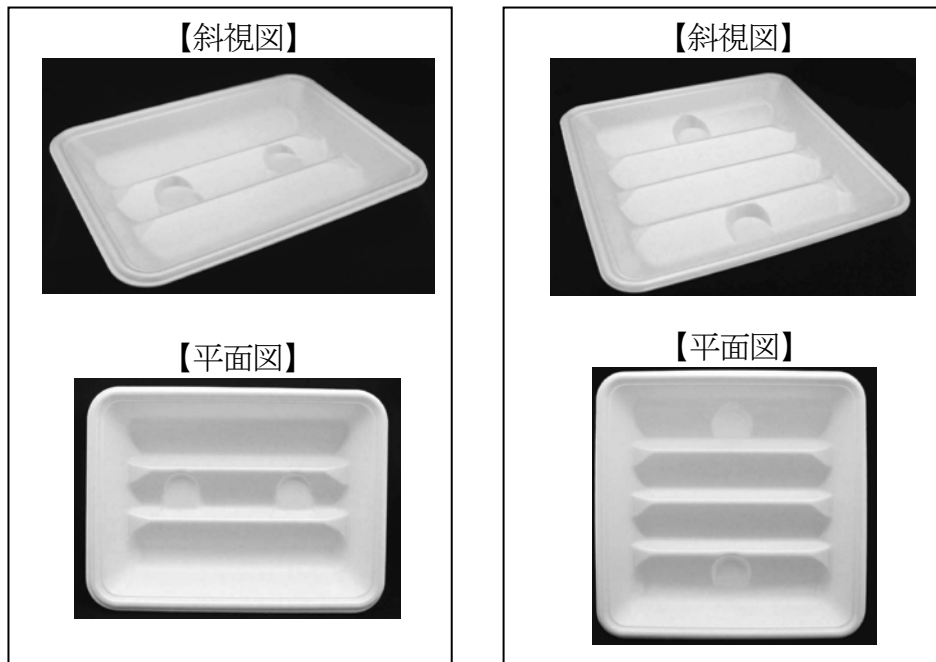
<sup>267</sup> 意匠登録第 1411875 号(意匠登録第 1374144 号の関連登録)

例1と同じである。

【参考判断例3】

質問：

下の意匠F及び意匠Gはいずれも物品が包装容器で同一であり、意匠Fは登録意匠で、意匠Gは第三者が製造・販売をしている意匠であるとする。第三者の実施意匠Gは、全体の形状、底面の山形部の数、凹部の位置が登録意匠Fとやや異なる。このとき、意匠Gは、登録意匠Fの意匠権を侵害すると判断できるか。



登録意匠 F<sup>268</sup>

第三者の実施意匠 G<sup>269</sup>

オーストラリア実務者回答：

意匠Gは登録意匠Fの意匠権を侵害しないと判断する。先行技術情報がない場合は事例1と同じである。

また、下記公知意匠を示した場合の意匠権の侵害に関して、オーストラリアの実務者にヒアリングを実施し、以下の見解を得た。

質問：

侵害・非侵害を判断する審理の過程で、登録意匠Fに対する下図の公知意匠が存在することが判明した。公知意匠は意匠Fの登録時の手続きでは考慮されなかった。

このとき、意匠Gは、登録意匠Fの意匠権を侵害すると判断されるか。

<sup>268</sup> 意匠登録第1373205号(単独登録)

<sup>269</sup> 意匠登録第1409656号(単独登録)



公知意匠<sup>270</sup>

オーストラリア実務者回答 1 :

登録意匠 F が意匠 G の権利を侵害しているとは考えていない。一部の特徴は同一か類似しているが、それらの共通点は周知の意匠、例えば公知意匠に見られる。さらに、意匠全体の印象は両意匠間でかなり異なっている。個々の意匠を特徴づける箇所的位置と数から言って外観全体が異なっているといえる。したがって登録意匠 F が意匠 G の権利を侵害しているとは判断されないと考える。

オーストラリア実務者回答 2 :

公知意匠に比べ、意匠 G では、長方形のトレイの底を並行して横切る 2 つの隆起部分がある点、また、その 2 つの隆起部分の間、片方の隆起部分の傾斜面に 2 つのくぼみをつけている点に、新規性また識別性が認められるだろう。

意匠 G と登録意匠 F の類似した特徴には、隆起部分の形状（例えば、傾斜角度、容器の壁と接する部分の形状など）、端の形状、またくぼみの形状が含まれる。くぼみの形状は意匠 G、登録意匠 F、公知意匠において同じように見えるので、その点を使って登録意匠 F が意匠 G の意匠権を侵害しているとは言えない。意匠 G とは対照的に、意匠 F はほぼ正方形であり、3 つの隆起部分がある。隆起部分にある 2 つのくぼみの輪郭も、意匠 G と登録意匠 F では異なる。

類似点をより重視して考慮したとしても、意匠 G と登録意匠 F の特徴は、全体的に与える印象を相互に異ならせるのに十分と言えるほどの違いがある。それで、登録意匠 F は、意匠 G の権利を侵害していないと言える。

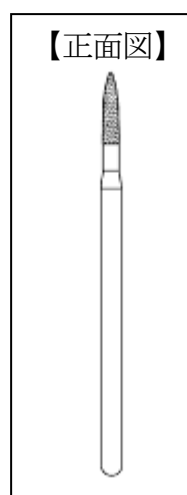
---

<sup>270</sup> 意匠登録第 1314199 号(単独登録)

#### 【参考判断例 4】

##### 質問：

下の意匠 H 及び意匠 I はいずれも物品が歯科用回転器具で同一であり、意匠 H は登録意匠で、意匠 I は第三者が製造・販売をしている意匠であるとする。第三者の実施意匠 I は側部に、登録意匠 H にはない二重の輪状模様が付されている。このとき、実施意匠 I は、登録意匠 H の意匠権を侵害すると判断できるか。なお、意匠に係る物品である「歯科用回転器具」は、人工歯の形態を研削して修整するためのものであり、歯科用電気エンジン又は歯科用ハンドピースに装着して回転させながら使われるものである。また、本器具は軸対象に加工されている。



登録意匠 H<sup>271</sup>



第三者の実施意匠 I<sup>272</sup>

##### オーストラリア実務者回答：

意匠 I は登録意匠 H の意匠権を侵害しないと判断する。ただし、正確に判断を行うには本情報では不足であり、イメージが不鮮明である。

#### 1 1. 5. 2. 意匠権侵害の救済

オーストラリアでは意匠権侵害に対する訴えは、裁判所へ訴訟を提起することができる。2003 年意匠法に基づき、管轄裁判所(オーストラリア連邦裁判所、連邦巡回裁判所もしくは州の最高裁判所)における裁判が権利執行の唯一の方法である。オーストラリア知財庁は、意匠登録機関として意匠権の管理を所轄しているが、意匠権の権利執行そのものには関与しない。オーストラリア税関は、知的財産権に基づく、輸入に対する異議申立書といわれる知的財産権行使の通知は受け付けるが、あくまでも著作権と商標権の侵害に関するものである。税関当局の執行手続きの多くは知的財産権法令および関税に関する法令で規定されるが、意匠法で付与される権利に基づく輸入に対する異議申立書の規定はない。

命令できる賠償金額に制限がある所轄裁判所も存在するが(特にオーストラリア連邦巡

<sup>271</sup> 登録意匠第 1377111 号(本意匠)

<sup>272</sup> 登録意匠第 1377517 号(意匠登録第 1377111 号の関連登録)



回裁判所)、2003年意匠法の下で与えられる所轄裁判所の権限には以下が含まれる。

- ・行為差し止め命令
- ・損害賠償支払い命令、もしくは当該侵害から被告が得た利益(不当利益)の返還命令(損害賠償と不当利益の返還は、勝訴した側に対して金額を支払う命令)。

意匠権の類否判断による効力の範囲に関して、現行の意匠法(2003年)では、全体的に与える印象の実質的な類似性を評価する際、相違点よりも類似点の方に重きを置くよう変更が加えられている。これにより、意匠の有効性や登録に関する基準が確実に引き上げられ、同時に、意匠登録による保護が強化されている。

### 1 1. 5. 3. 意匠権侵害に関する判例

(意匠権侵害に関する判例の情報は取得できなかった。)

### 1 1. 6. 税関・警察等での取締り

(1) 意匠法には、オーストラリア商標法第131条～143条に規定されるような税関 CEO による侵害輸入商品の差押え等に関する特段の条項はない。

(2) 一般的に商標権や著作権の侵害や模造品に対しては、刑事訴追をすることが多く、オーストラリア連邦警察が州警察の協力を得て効果をあげているようであるが、意匠権の侵害品については処理がなされていないようである。

(3) オーストラリア税関は、知的財産の検閲や侵害の恐れのある商品の差押えを行なっているが、意匠法(2003年)に記された権利に基づいて特に行われているものではない。オーストラリア税関では、登録商標や著作権資料のための知的財産の表示を登録できるようになっている。

(4) オーストラリアでは、意匠権の侵害は警察による捜査の対象とはならない。一方、オーストラリア知財庁は、意匠登録に関連した行政上の役割を果たしており、そのような権利に関する法の執行に積極的に関わっていない。